玖珠町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期(財務)監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和6年3月1日

玖珠町代表監査委員 河 野 好 美

令和5年度

定期(財務)監査及び行政監査報告書

玖 珠 町 監 査 委 員

監第 30101 号 令和6年3月1日

玖珠町長 宿 利 政 和 様

玖珠町監査委員 河 野 好 美

玖珠町監査委員 小 幡 幸 範

令和5年度 定期(財務)監査及び行政監査報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期(財務)監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

監第 30101 号 令和6年3月1日

玖珠町議会

議長 大 野 元 秀 様

玖珠町監査委員 河 野 好 美

玖珠町監査委員 小 幡 幸 範

令和5年度 定期(財務)監査及び行政監査報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期(財務)監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和5年度 定期(財務)監査及び行政監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び同条第4項に基づく定期(財務)監査を実施した。 また、同条第2項に基づく行政監査も併せて実施した。

第2 監査の対象

令和5年4月1日から令和6年2月29日までにおける財務に関する事務及びその他所管する事業の進捗状況

第3 審査の期間

令和5年9月19日~令和6年2月29日

第4 監査の方法

監査に当たっては、玖珠町監査基準に従い、各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、全般的に法令等に適合し、適正に執行されていると認められたが、一部において留意を要する事項が見受けられたので、早期に改善措置や検討を講じられたい。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

1 歳入予算の執行状況について

(1) 歳入の状況について

歳入については、13款 分担金及び負担金、14款 使用料及び手数料、17款 財産収入、18款 寄付金、21款 諸収入等の収納状況を中心に、未収債権への取り組み 状況や、歳入予算額に対しての見込み、調定の状況等について調査を実施した。

調査時点では、一部に収入不足が見込まれる費目も見受けられた他、調定が遅延してい

る事務も見られた。玖珠町財務規則第26条は、会計年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかを調査し、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに収入の決定をしなければならないと規定しているが、こうした調定の遅延は、納期限内での納付の遅れや、督促時期の遅れ等も起こしうるため、事務処理に当たっては、適切に処理されたい。

2 歳出予算の執行状況について

(1)経理事務について

経理事務については、主として例月出納検査時において、歳出科目の適否、債権者登録の正確性、請求書等の検収状況、支払時期等の確認を行っているところであるが、本町においては、ミスや事故を未然に防止する仕組みである「内部統制」が確立されていないため、各所属においても、実施伺、支出負担行為及び支出命令等、歳出に係る事務処理全般に関し、各種法令に照らして点検を行い、適切に執行されたい。

また、経済性、効率性及び有効性の向上にも、積極的に取り組まれたい。

(2) 事務における記載の訂正等について

記載事項を訂正する際に、砂消しゴムや修正テープ等を使用している課所が散見された。 こうした方法による訂正は、改ざんや誤消去の恐れがあるため、適切な訂正方法とは言えない。また、鉛筆や記載を消せるボールペン等の消去可能な筆記用具の使用についても同様の事態が起きることが考えられる。したがって、このような筆記用具等については、経理事務に関する書類はもとより、公務の使用には不適切なものと考える。統一的に対応されたい。

3 主要事業の進捗状況について

本定期監査において実施した主要な事業の進捗状況調査は、例年、概ね予算額100万円以上の事業を対象としており、令和5年度は、14課、150事業が対象となった。対象事業については、10月1日時点での進捗状況報告を求め、提出された報告書を精査し、うち50件に対して監査委員から質疑を行った結果、補助事業の決定待ちといった事情があるものを除き、順調に事業が進行または、完了していることが確認された。

また、新規事業については、令和5年度は24事業であり、令和4年度については、36 事業であった。新たな行政課題や、社会、経済情勢の変化に対応するため、新規事業に取り 組む必要が発生することは理解出来るが、一方で、財源や人的資源は限られており、新規事 業の増大は、逆に住民サービスの低下を招く一因ともなりかねないことから、多くの自治体 において、事務事業の見直しと、事業をスクラップする作業が行われている。 一般的に、行政が行う住民サービスを廃止(スクラップ)しようとすると、事業効果の検証や、行政が関与する必要性の検討、ステークホルダーとの調整等、相当量の事務の発生が予見されることから、作業は困難を伴うと考えられている。従って、予算編成と同時に廃止事業を検討することは事実上不可能なため、一部の自治体においては、廃止事業の検討を年度の前半までに行い、事業の整理・合理化を図る取り組みが行われている。

廃止事業についても、各部署が具体的なデータやエビデンスなどの客観的事実に基づいて 事業を自己評価し、首長に廃止事業を提案・協議することがシステム化されており、本町に おいても同様のシステムの構築が必要ではないかと考える。

4 歳入の確保について

玖珠町行財政改革プラン実施計画等で示されている、歳入の確保策については、令和5年度中に具体的な進捗は見られていないが、本町の財政調整基金は年々減少し、当該年度における、実質的な収支を把握するための指標である実質単年度収支についても、平成23年度から令和4年度まで、連続して赤字決算となっており、非常に厳しい財政状況である。

引き続き、徴収率の向上や受益者負担の適正化、未利用財産の売却・貸付の促進(保有財産の有効活用)、ふるさと応援寄付金の拡充等、職員がそれぞれの業務において、歳入の確保と歳出の削減に、創意工夫して取り組むことを期待するものである。

5 その他

全国的な災害の発生やコロナ対策、物価上昇への対応策として、国の支援対策事業等が頻繁に行われ、さらに地方公共団体情報システム標準化をはじめ、マイナンバー制度への対応やDXの推進等、全国の自治体は、急激に事務が増加、複雑化し、今までにない新しい取り組みを次々と求められる厳しい状況となっている。

本町においても、こうした業務を限られた人的資源で進めなければならない中で、職員の働き方改革の取り組みも重要であり、業務の効率化は必須である。煩雑で反復性が高い業務のデジタル化、効率化を図る取り組み等を積極的に研究し、必要に応じた予算を投入し、求められる成果を達成することを期待するものである。

附記

- ・昨年の当監査報告において、公用車の車検切れ対策について、再発防止策の検討を要請していたが、4月に同様の事例が再び発生し、改めて再発防止策の徹底を周知されたい。 また、車両の車庫への格納について、検討を要請しているが進捗状況を示されたい。
- ・同じく、玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、玖珠町職員等の旅費に関する条例の、日当の差額について、検討を要請しているが、議論の経過を示されたい。

令和5年度

行政監査報告書

(準公金の取扱い状況について)

玖 珠 町 監 査 委 員

令和5年度 行政監査報告書(準公金の取扱い状況について)

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査のテーマ

準公金の取扱い状況について

第3 監査の目的

本町においては、業務の必要性から、実行委員会や関係団体等が保有する預金や現金等、いわゆる準公金が複数の部署で取扱われている。準公金は、町の歳入歳出現金である公金とは異なり、地方自治法や財務会計規則の適用を受けないが、紛失・盗難等の事故や不正が発生した場合は、担当職員に加え、町の管理責任も問われることになるため、公金と同様に、適正な取扱いがなされなければならない。

また、会計課以外の部署においても、日常的に現金や有価証券等を取扱う業務が行われている。 しかしながら、これらの準公金や現金を取扱う事務については、各地で私的流用等の不適正事案が 発生しており、その多くが、管理方法やチェック体制の不備に起因したものとなっている。

こうした点を踏まえ、本町における準公金及び現金等の取扱いの現状を把握し、今後の適正な事務の執行及び事故等の未然防止に資することを目的として、本監査を実施した。

第4 監査の対象

令和5年9月1日現在で、準公金及び現金等を取り扱っている業務

第5 監査の期間

令和5年9月19日~令和6年2月29日

第6 監査の方法

監査の対象部署に対し、準公金及び現金等の取扱い状況に関する事前調査を行い、調査票を集約した。また、必要に応じて各部署から関係書類の提出を求め、対象全ての書類審査及び実地調査を 実施した。

第7 監査の主な着眼点

準公金及び現金等は、適正に保管されているか。

準公金及び現金等の出納は、適正に行われているか。

準公金及び現金等に関する事故を防ぐための環境は整備されているか。

準公金及び現金等を町職員が取扱う必要があるか。

第8 監査の結果

1 調査票による事前調査

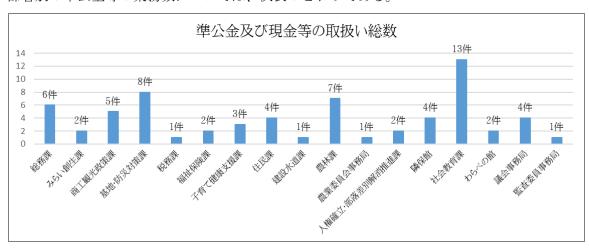
(1) 事前調査の方法

本町の準公金及び現金等の管理実態を把握するため、令和3年9月及び令和5年5月に実施した、「業務等に係る現金(準公金)の取扱い事務調査」で対象となった業務について、令和5年9月1日を基準日として、フォームにより、事前調査を行った。

(2) 調査の結果

入力された調査票を集約した結果、準公金及び現金等の取扱い業務を、17 部署で、66 件所管 しており、うち現金等の取扱い数は、15 件であった。

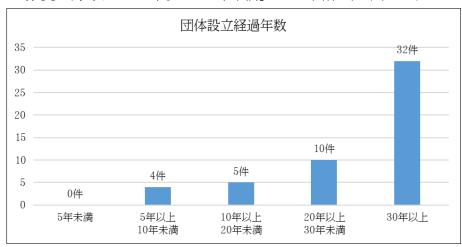
部署別の準公金等の業務数については、次表のとおりである。



(3) 準公金の状況

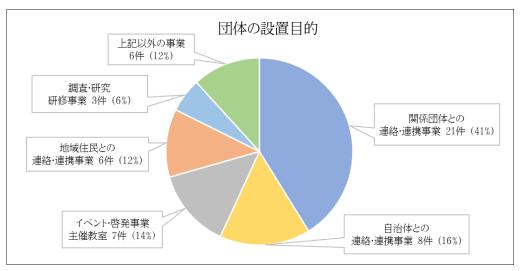
ア 団体の設立経過年数

準公金として取扱いを行っている団体の設立経過年数は、「30年以上」が32団体(63%)で最も多く、次に「20年以上30年未満」が10団体(20%)となっている。



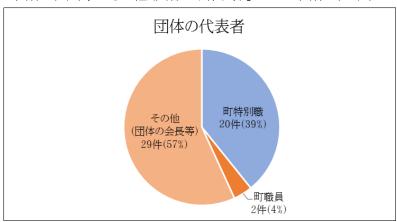
イ 団体の設置目的

団体の設置目的は、「関係団体との連絡・調整・連携事業」が 21 団体(41%)で最も多く、 次に「自治体との連絡・調整・連携事業」が 8 団体(16%)となっている。



ウ 団体の代表者

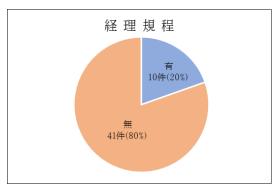
団体の代表者は、「町特別職(町長、副町長、教育長等)」が20団体(39%)、「町職員」が2団体(4%)、「その他(団体の会長等)」が29団体(57%)となっている。



エ 団体の規約・会則等の整備状況

団体の規約・会則は、45 団体 (88%) で整備されていたが、6 団体 (12%) で整備されていなかった。また、経理規程は、10 団体 (20%) で整備されていたが、41 団体 (80%) で整備されていなかった。





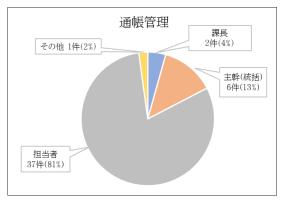
オ 団体の会計事務の状況

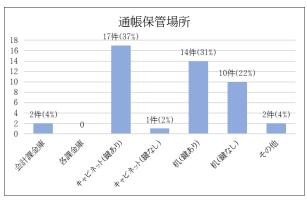
① 通帳の管理状況

現状で、本町の職員が事務局として 46 団体の通帳を管理し、2 団体の通帳を九重町が事務局として管理し、2 団体は通帳を保有しておらず、1 団体が取扱い業務を終了している。

通帳の管理は、「担当者」との回答が 37 団体 (81%) で最も多く、次に「主幹(統括)」が 6 団体 (13%) となっている。

通帳の保管場所で最も多かったのは、「キャビネット(施錠有)」で17 団体(37%)あった。次に「机の引出し(施錠有)」で14 団体(31%)となっている。



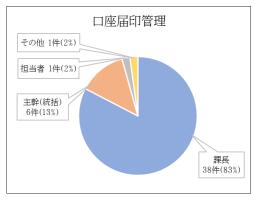


※その他 玖珠・ 九重産業雇用対策協議会 ※その他の保管場所 執務室

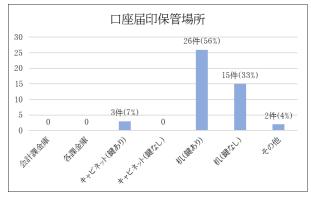
② 口座届出印の管理状況

口座届出印の管理は、「課長等」との回答が38 団体(83%)で最も多く、次に「主幹(統括)」が6 団体(13%)となっている。「その他」の1 団体(2%)は、団体に所属する町職員以外の管理となっている。

口座届出印の保管場所で最も多かったのは、「机の引出し(施錠有)」で、26 団体 (56%)であった。また、「机の引出し(施錠無)」は、15 団体 (33%)であった。



※その他 九重町役場管理職



※その他の保管場所 執務室

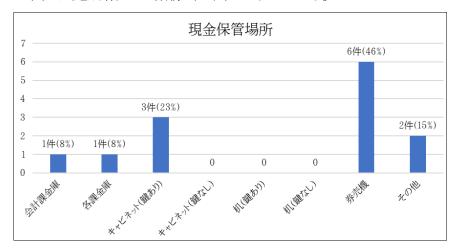
(4) 現金等取扱いの状況

各項目の管理状況については、次のとおりである。

ア 現金等の管理状況

現金等の取扱いは、13業務で行われている。

現金等の保管場所で最も多かったのは、「券売機」で6業務(46%)であった。次に、キャビネット(施錠有)で3業務(23%)となっている。



※その他 鍵のかかる部屋

イ キャッシュカードの管理状況

キャッシュカードは、全ての業務で作成されていなかった。

ウ 切手類の管理状況

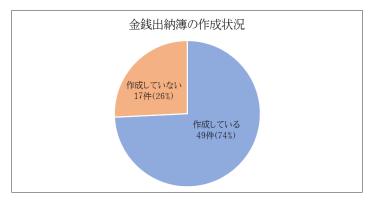
切手類は、3業務で保管されている。

エ 有価証券の管理状況

有価証券(商品券等)は、3業務で保管されている。

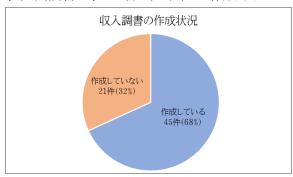
(5) 金銭出納簿の作成状況

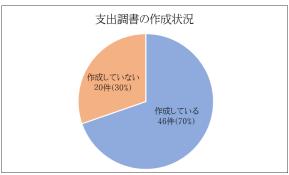
金銭出納簿は、49件(74%)で作成されていたが、17件(25%)で作成されていなかった。



(6) 収入・支出調書の作成状況

収入調書は、45 件 (68%) で作成されていたが、21 件 (32%) で作成されていなかった。また、支出調書は、46 件 (70%) で作成されていたが、20 件 (30%) で作成されていなかった。

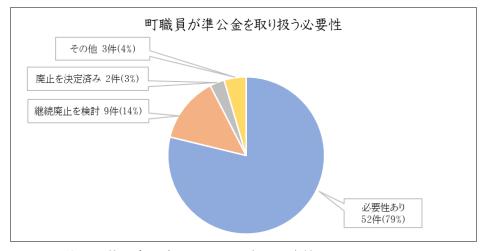




(7) 町職員が準公金及び現金等を取扱う必要性

町職員が準公金及び現金等を取扱う必要性について、「今後も町職員が取扱う必要性がある」 と回答したのは、52 件(79%)であった。

また、「町職員が取扱う必要性について継続・廃止を検討中」と回答したのは、9 件(14%)、「町職員が取扱う必要性はないので廃止を決定済」と回答したのは、2 件(3%) あった。



※その他:団体の在り方について調査・研究等

2 書類審査及び実地調査

(1) 書類審査及び実地調査の方法

調査対象全ての66件について、書類審査及び実地調査を行った。

書類審査では、それぞれが作成した収支決算書、金銭出納簿、通帳、収入・支出調書及び領収書等の会計書類の提出を求め内容を審査した。原則として令和4年度分を調査の対象とした。

また、実地調査では、監査委員事務局職員が各部署に出向き、通帳、口座届出印、現金等の保管場所を確認するとともに、担当職員に対し、取扱い等の状況についてヒアリングを行った。

(2) 書類審査及び実地調査の結果

各項目の結果については、次のとおりである。

ア 現金を入出金する際の払戻伝票等の作成は、複数の職員が関与しているか。

現金を通帳から引き出す際、担当者が払戻伝票を作成し、課長等(管理職)が口座届出印を 押印しているかについては、多くの部署で適切な処理がおこなわれていた。

他自治体の準公金等に関する事故においては、担当職員以外の者のチェックが行われていないことが事故の発生につながっており、原則として現金を通帳から引き出す際には、担当者が払戻伝票を作成し、課長等(管理職)が決裁を行うと同時に、口座届出印を押印することを徹底されたい。

イ 収入や支払いの都度、収入・支出調書を作成し、課長等の決裁を受けているか。

取扱い要領では、収入や支払いの都度、収入・支出調書を作成すると規定しているが、未作 成の団体が確認された。また、調書に担当課長の決裁印がない団体も確認された。

出納事務においては、複数の職員による審査の視点が入ることが事故の抑止につながるため、原則として収入や支払いの都度、収入・支出調書を作成し、課長等(管理職)の決裁を受けるよう改善されたい。

ウ 金銭出納簿、通帳、収支決算書等の金額は、それぞれ一致しているか。

金銭出納簿及び収支決算書の記載方法を一部誤っていた団体が、1 団体確認された。今後は 適正な事務処理を行われたい。

(3) 現金・通帳等の管理状況

取扱い要領では、現金・通帳は堅固な金庫等施錠できる安全な場所で保管すると規定しているが、通帳が施錠出来ない机の引出しに保管している団体が散見された。このような状態は、紛失や盗難等の事故につながる恐れがあるため、通帳及び口座届出印(職員の個人印を除く)の管理については、施錠のできる場所で厳重な管理を行われたい。

また、現金の管理については、収入や支払いの都度、金融機関へ入出金することとし、やむを得ず金庫等で保管する場合は、紛失や盗難等の事故を防止するため、必要最低限の金額及び期間となるよう留意されたい。

切手類は、2 件が適切な場所で保管されていたが、机上に保管している事例が1 件あり、今後は、適切に保管されたい。また、切手の残高確認を定期的に行われたい。

第9 まとめ

今回の監査の結果、一部の団体及び事務・事業において、「通帳及び口座届出印等が適切に管理されていないもの」や、「収入・支出伝票へ課長等の押印がないもの」、「収入・支出調書や金銭出納簿の作成に不備があり会計事務が適正でないもの」、「団体での決算報告が適切に行われていないもの」、「公費の支出と団体での決算報告が一致していないもの」など、事務処理上でリスク発生の恐れがある事例が見受けられた。

今回、このような事例が見受けられた原因の一つに、取扱い要領が職員に十分に浸透していない ことが挙げられる。

準公金は、通帳で多額の現金を管理しており、町の歳入歳出現金である公金とは異なり、地方自治法や財務会計規則等の法令の適用がなく、入出金の手続も会計管理者の審査を経ずに部署内で完結してしまうため、紛失・盗難等の事故や不正が発生するリスクが高く、仮に不正等が発生した場合は、自治体として町民の信頼を損なう結果となる。

本町では、17 部署において 66 件の準公金等を所管しているが、設立から 30 年以上経過している団体及び事務・事業が 5割近くを占めており、中には一人の職員が複数の準公金を取り扱っている部署もあった。

準公金の中には、団体の性質や設立の経緯等により、やむを得ず町職員が担わざるを得ないものと思われるが、本来は当該団体自身が取り扱うことが原則であり、団体の活動状況や、町との関係性、社会の状況等の変化に合わせ、各団体や事業の自立に向けた支援を検討するとともに、大きなリスクを抱える準公金を本町の職員が取り扱うことの必要性について、改めて定期的に検証されるよう要望するものである。

各部署においては、指摘した意見・要望を再確認するとともに、不適切な取扱いがあれば、速やかに対策を講じ、改善されたい。また、取扱い要領についても見直しを図り、職員一人一人が認識を深めるとともに、準公金は公金と同様に適正に取り扱わなければならないことを再認識して、実務に当たるよう要望するものである。

資料 準公金団体一覧

	所原	Ę	担当業務名		
No	課	班	(又は団体名等)		
1	総務課	行政班	玖珠郡明るい選挙推進協議会		
2	総務課	行政班	玖珠郡町長会		
3	総務課	行政班	玖珠町職員互助会		
4	総務課	行政班	玖珠郡年金者連盟		
5	総務課	行政班	郵便料金支払業務		
6	総務課	管財班	豊後森駅駐車場駐車料金管理		
7	みらい創生課	企画・SDG s 推進班	地域公共交通活性化協議会		
8	みらい創生課	企画・SDG s 推進班	玖珠町自治委員代表者協議会		
9	商工観光政策課	観光振興班	山路踊保存会事務局業務		
10	商工観光政策課	観光振興班	機関庫ミュージアム業務		
11	商工観光政策課	観光振興班	三日月の滝公園業務		
12	商工観光政策課	観光振興班	玖珠町観光連携協議会		
13	商工観光政策課	商工労政・企業誘致班	玖珠・九重産業雇用対策協議会		
14	基地・防災対策課	基地防災班	玖珠町自衛隊協力会		
15	基地・防災対策課	基地防災班	玖珠町自衛隊家族会		
16	基地・防災対策課	基地防災班	玖珠郡自衛官募集相談委員会		
17	基地・防災対策課	基地防災班	自衛隊協力会大分県連合会		
18	基地・防災対策課	基地防災班	大分県基地周辺整備対策協会		
19	基地・防災対策課	基地防災班	日出生台演習場周辺施設整備期成会		
20	基地・防災対策課	基地防災班	玖珠町消防団会計事務		
21	基地・防災対策課	基地防災班	消防操法大会本部会計		
22	税務課	納税班	滞納整理業務		
23	福祉保険課	福祉班	日本赤十字社玖珠分区事務		
24	福祉保険課	高齢者支援班	玖珠郡介護保険サービス連絡会議		
25	子育て健康支援課	健康推進班	玖珠町愛育健康づくり推進協議会		
26	子育て健康支援課	健康推進班	玖珠町健康福祉事業推進委員会		
27	子育て健康支援課	健康推進班	狂犬病予防接種		
28	住民課	総合窓口班	出産祝金		
29	住民課	総合窓口班	戸籍等郵便請求業務		
30	住民課	総合窓口班	券売機誤購入返金業務		
31	住民課	環境生活安全班	玖珠郡防犯協会連合会		
32	建設水道課	水道班	玖珠郡水道協会		
33	農林課	林業振興班	玖珠町鳥獸被害対策協議会		
34	農林課	林業振興班	玖珠町緑化推進委員会		
35	農林課	畜産班	玖珠町全共推進協議会		

36	農林課	畜産班	玖珠町肉用牛育種改良組合
37	農林課	農政班	玖珠町認定農業者「高志会」
38	農林課	農政班	玖珠町農業再生協議会
39	農林課	農政班	玖珠町就農ガイドセンター
40	農業委員会事務局	農地農政班	全国農業新聞代徴収業務
41	人権確立・部落差別解消 推進課	人権確立班	玖珠町人権・部落差別解消教育啓発推進協議会
42	人権確立・部落差別解消 推進課	人権確立班	解放新聞・雑誌 購読料事務
43	玖珠町隣保館	_	玖珠郡部落史研究会
44	玖珠町隣保館	_	主催教室(茶道教室)
45	玖珠町隣保館	_	主催教室(料理教室)
46	玖珠町隣保館	_	主催教室 (生花教室)
47	社会教育課	社会教育班	玖珠郡スポーツ協会
48	社会教育課	社会教育班	玖珠町スポーツ協会
49	社会教育課	社会教育班	スポーツ少年団
50	社会教育課	社会教育班	スポーツ推進委員会
51	社会教育課	社会教育班	日本童話祭
52	社会教育課	社会教育班	町美術展覧会
53	社会教育課	社会教育班	久留島武彦顕彰全国語りべ大会
54	社会教育課	社会教育班	豊後森藩資料館入館料(自動券売機)
55	社会教育課	社会教育班	小学生チャレンジ教室
56	社会教育課	社会教育班	B&G海洋センター使用料(自動券売機)
57	社会教育課	社会教育班	玖珠町総合運動公園使用料 (自動券売機)
58	社会教育課	社会教育班	日田玖珠地区社会教育委員連絡協議会
59	社会教育課	公民館班	メルサンホール使用料(自動販売機)・公衆電話代 コピー代 徴収・中央公民館主催講座(8講座) 中央公民館主催文化イベント (演劇・コンサート等)
60	わらべの館	_	全国児童生徒俳句大会
61	わらべの館	_	わらベサークル協議会
62	議会事務局	議事庶務班	議員旅費
63	議会事務局	議事庶務班	議長交際費
64	議会事務局	議事庶務班	議員互助会
65	議会事務局	議事庶務班	日田玖珠議長会
66	監査委員事務局	_	玖珠郡監査委員連絡会